

西宮市指定予防専門型訪問サービス及び指定予防専門型通所サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定予防専門型訪問サービス及び指定予防専門型通所サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める要綱

(趣旨)

第1条 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45第1項第1号イに規定する第1号訪問事業及び同号ロに規定する第1号通所事業に係る介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）第140条の63の6第1号イに規定する介護保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成27年厚生労働省令第4号）第5条の規定による改正前の指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号。以下「旧指定介護予防サービス等基準」という。）に規定する旧介護予防訪問介護若しくは旧介護予防通所介護に係る基準その他厚生労働大臣が定める基準の例による基準及び同号ロに規定する旧指定介護予防サービス等基準に規定する基準該当介護予防サービス（旧介護予防訪問介護及び旧介護予防通所介護に係るものに限る。以下同じ。）に係る基準その他厚生労働大臣が定める基準については、この要綱の定めるところによる。

(第1号訪問事業及び第1号通所事業の基準)

第2条 旧指定介護予防サービス等基準に規定する旧介護予防訪問介護若しくは旧介護予防通所介護に係る基準その他厚生労働大臣が定める基準の例による基準及び旧指定介護予防サービス等基準に規定する基準該当介護予防サービスに係る基準その他厚生労働大臣が定める基準は、省令第140条の63の6第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準（令和6年厚生労働省告示第84号。以下「告示基準」という。）に定める基準をもって、その基準とする。

2 前項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる告示基準に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に、読み替えるものとし、告示基準第38条第2項及び第60条第2項中「2年間」とあるのは、「5年間」とする。

指定相当第1号事業	指定第1号事業
指定相当第1号実施者	指定第1号事業者
指定相当訪問型サービス	指定予防専門型訪問サービス
指定相当訪問型サービス事業実施者	指定予防専門型訪問サービス事業者
指定相当訪問型サービス事業所	指定予防専門型訪問サービス事業所
訪問型サービス計画	予防専門型訪問サービス計画
指定相当通所型サービス	指定予防専門型通所サービス
指定相当通所型サービス事業実施者	指定予防専門型通所サービス事業者
指定相当通所型サービス事業所	指定予防専門型通所サービス事業所

通所型サービス計画

予防専門型通所サービス計画

付 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。